

## 第1号議案

### 滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部改正について

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則を次のとおり定める。

令和8年4月15日

滋賀県教育委員会

---

### 滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則の一部を改正する規則

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則（平成6年9月30日教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を削る。

第4条第1項中「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に、「第14条第3項後段」を「第14条第4項後段」に、「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に改める。

第6条第1項中「別記様式第4号」を「別記様式第3号」に改める。

第7条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改める。

第9条第1項中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に改める。

第12条中「別記様式第7号」を「別記様式第6号」に改める。

第15条第1項中「別記様式第8号」を「別記様式第7号」に改める。

第17条第1項中「別記様式第9号」を「別記様式第8号」に改め、同条第2項を削る。

第18条第1項中「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同条第3項中「第17条第1項」を「第18条第1項」に改める。

別記様式第1号（表）中「殿」を「様」に改め、同様式（裏）中「別記様式第6号」を「別記様式第5号」に、「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改める。

別記様式第2号を削る。

別記様式第3号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第2号とする。  
別記様式第4号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第3号とする。  
別記様式第5号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第4号とする。  
別記様式第6号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第5号とし、別記様式第7号を別記様式第6号とする。

別記様式第8号中「殿」を「様」に改め、同様式を別記様式第7号とする。

別記様式第9号(表)中「殿」を「様」に改め、同様式(裏)中「別記様式第3号」を「別記様式第2号」に、「別記様式第5号」を「別記様式第4号」に改め、同様式を別記様式第8号とし、別記様式第10号を削る。

#### 付 則

- 1 この規則は、令和8年5月21日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整を加えて使用することができる。

## 「滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則」の一部改正について

### 1 改正の理由

行政手続法（平成5年法律第88号）および滋賀県行政手続条例（平成7年滋賀県条例第40号）が一部改正され、令和8年5月21日に施行されることから、必要な規定の整理を行うため、滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則（平成6年9月30日教育委員会規則第13号）の一部を改正するもの。

### 2 改正の概要

行政手続法および滋賀県行政手続条例の一部改正に伴い、下記の通知書による掲示について、行政庁の事務所の掲示板に掲示する方法等に加え、インターネットで閲覧することができる状態に置くことをもって公示送達の手段とするよう整理するほか、必要な経過措置を定めることとする。

- ・聴聞通知書（別記様式第2号）による掲示  
（法第15条第3項または条例第14条第3項の規定による掲示）
- ・弁明通知書（別記様式第10号）による掲示  
（法第31条において準用する法第15条第3項または条例第28条において準用する条例第14条第3項の規定による掲示）

### 3 施行日

令和8年5月21日

滋賀県教育委員会聴聞等に関する規則新旧対照表

旧	新
<p>第1条・第2条 省略 (聴聞の通知)</p> <p>第3条 省略</p> <p>2 <u>法第15条第3項または条例第14条第3項の規定による揭示は、聴聞通知書(別記様式第2号)により行うものとする。</u> (聴聞の期日の変更)</p> <p>第4条 教育委員会が聴聞の通知(法第15条第3項後段または条例第14条第3項後段の規定により聴聞の通知をしたものとみなされる場合を含む。第8条において同じ。)をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、教育委員会に対し、聴聞期日変更申出書(別記様式第3号)により、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第5条 省略 (関係人の参加許可)</p> <p>第6条 法第17条第1項または条例第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、聴聞の期日の3日前までに聴聞参加許可申請書(別記様式第4号)を主宰者に提出しなければならない。</p> <p>2 省略 (文書等の閲覧)</p> <p>第7条 法第18条第1項または条例第17条第1項の規定による閲覧の請</p>	<p>第1条・第2条 省略 (聴聞の通知)</p> <p>第3条 省略 (削除)</p> <p>(聴聞の期日の変更)</p> <p>第4条 教育委員会が聴聞の通知(法第15条第4項後段または条例第14条第4項後段の規定により聴聞の通知をしたものとみなされる場合を含む。第8条において同じ。)をした場合において、やむを得ない理由があるときは、当事者は、教育委員会に対し、聴聞期日変更申出書(別記様式第2号)により、聴聞の期日の変更を申し出ることができる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第5条 省略 (関係人の参加許可)</p> <p>第6条 法第17条第1項または条例第16条第1項の規定による許可を受けようとする者は、聴聞の期日の3日前までに聴聞参加許可申請書(別記様式第3号)を主宰者に提出しなければならない。</p> <p>2 省略 (文書等の閲覧)</p> <p>第7条 法第18条第1項または条例第17条第1項の規定による閲覧の請</p>

旧	新
<p>求をしようとする者（以下この条において「当事者等」という。）は、文書等閲覧請求書（<u>別記様式第5号</u>）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧は、口頭で請求すれば足りる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>（補佐人の出頭許可）</p> <p>第9条 法第20条第3項または条例第19条第3項の規定による許可を受けようとする者は、聴聞の期日の3日前までに補佐人出頭許可申請書（<u>別記様式第6号</u>）を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項または条例第21条第2項（法第25条後段または条例第24条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた法第20条第3項または条例第19条第3項の規定による許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第10条・第11条 省略</p> <p>（審理の公開）</p> <p>第12条 教育委員会は、法第20条第6項または条例第19条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、<u>別記様式第7号</u>により告示し、かつ、速やかにその旨を当事者および参加人（当該</p>	<p>求をしようとする者（以下この条において「当事者等」という。）は、文書等閲覧請求書（<u>別記様式第4号</u>）を教育委員会に提出しなければならない。ただし、聴聞の期日における審理の進行に応じて必要となった資料の閲覧は、口頭で請求すれば足りる。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第8条 省略</p> <p>（補佐人の出頭許可）</p> <p>第9条 法第20条第3項または条例第19条第3項の規定による許可を受けようとする者は、聴聞の期日の3日前までに補佐人出頭許可申請書（<u>別記様式第5号</u>）を主宰者に提出しなければならない。ただし、法第22条第2項または条例第21条第2項（法第25条後段または条例第24条後段において準用する場合を含む。）の規定により通知された聴聞の期日に出頭させようとする補佐人であって、既に受けた法第20条第3項または条例第19条第3項の規定による許可に係る事項につき補佐するものについては、この限りでない。</p> <p>2・3 省略</p> <p>第10条・第11条 省略</p> <p>（審理の公開）</p> <p>第12条 教育委員会は、法第20条第6項または条例第19条第6項の規定により聴聞の期日における審理の公開を相当と認めるときは、<u>別記様式第6号</u>により告示し、かつ、速やかにその旨を当事者および参加人（当該</p>

旧	新
<p>認められた時までに、法第17条第1項または条例第16条第1項の規定による求めを受諾し、またはこれらの規定による許可を受けている者に限る。)に通知するものとする。</p> <p>第13条・第14条 省略</p> <p>(聴聞調書および報告書の閲覧)</p> <p>第15条 法第24条第4項または条例第23条第4項の規定による閲覧の請求をしようとする者は、聴聞調書(報告書)閲覧請求書(別記様式第8号)を聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第16条 省略</p> <p>(弁明の機会の付与の通知)</p> <p>第17条 弁明の機会の付与の通知は、弁明通知書(別記様式第9号)により、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その期日)の1週間前までに行うものとする。</p> <p>2 法第31条において準用する法第15条第3項または条例第28条において準用する条例第14条第3項の規定による揭示は、弁明通知書(別記様式第10号)により行うものとする。</p> <p>(文書等の閲覧)</p> <p>第18条 条例第28条において準用する条例第17条第1項の規定による閲覧の請求をしようとする当事者は、文書等閲覧請求書(別記様式第5号)</p>	<p>認められた時までに、法第17条第1項または条例第16条第1項の規定による求めを受諾し、またはこれらの規定による許可を受けている者に限る。)に通知するものとする。</p> <p>第13条・第14条 省略</p> <p>(聴聞調書および報告書の閲覧)</p> <p>第15条 法第24条第4項または条例第23条第4項の規定による閲覧の請求をしようとする者は、聴聞調書(報告書)閲覧請求書(別記様式第7号)を聴聞の終結前にあっては主宰者に、聴聞の終結後にあっては教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>第16条 省略</p> <p>(弁明の機会の付与の通知)</p> <p>第17条 弁明の機会の付与の通知は、弁明通知書(別記様式第8号)により、弁明書の提出期限(口頭による弁明の機会の付与を行う場合は、その期日)の1週間前までに行うものとする。</p> <p>(削除)</p> <p>(文書等の閲覧)</p> <p>第18条 条例第28条において準用する条例第17条第1項の規定による閲覧の請求をしようとする当事者は、文書等閲覧請求書(別記様式第4号)</p>

旧	新
<p>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 教育委員会は、法第30条の規定による通知を行う場合は、当該通知に係る不利益処分の名宛人となるべき者に対し、<u>法第17条第1項</u>および前2項の規定の例により、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の機会を与えるものとする。</p> <p>第19条～第22条 省略</p> <p>付則 省略</p>	<p>を教育委員会に提出しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>3 教育委員会は、法第30条の規定による通知を行う場合は、当該通知に係る不利益処分の名宛人となるべき者に対し、<u>法第18条第1項</u>および前2項の規定の例により、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧の機会を与えるものとする。</p> <p>第19条～第22条 省略</p> <p>付則 省略</p>
<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">聴 聞 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長）</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">印</div> <p>次のとおり聴聞を行いますので、出席してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴聞の件名</li> <li>2 予定される不利益処分の内容</li> <li>3 根拠法令の条項</li> <li>4 不利益処分の原因となる事実</li> <li>5 聴聞の期日 年 月 日</li> <li>6 聴聞の時刻 午前（後） 時 分から（ 時 分終了予定）</li> <li>7 聴聞の場所</li> </ol>	<p>別記様式第1号（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">聴 聞 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長）</p> <div style="border: 1px solid black; display: inline-block; padding: 2px;">印</div> <p>次のとおり聴聞を行いますので、出席してください。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴聞の件名</li> <li>2 予定される不利益処分の内容</li> <li>3 根拠法令の条項</li> <li>4 不利益処分の原因となる事実</li> <li>5 聴聞の期日 年 月 日</li> <li>6 聴聞の時刻 午前（後） 時 分から（ 時 分終了予定）</li> <li>7 聴聞の場所</li> </ol>

旧	新
<p>8 担当部署の名称および所在地</p> <p>9 主宰者の職名および氏名</p> <div data-bbox="241 448 1099 783" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(教示事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴聞の期日に出席して意見を述べ、および証拠書類または証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができます。</li> <li>2 聴聞へ出席する代わりに、主宰者に対して、聴聞の期日までに陳述書および証拠書類等を提出することができます。</li> <li>3 聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</li> <li>4 あなたまたは代理人が正当な理由なく出席せず、かつ、陳述書または証拠書類等を提出しないときは、聴聞を終結することがあります。</li> <li>5 その他裏面に記載の事項に留意してください。</li> </ol> </div>	<p>8 担当部署の名称および所在地</p> <p>9 主宰者の職名および氏名</p> <div data-bbox="1137 448 1995 783" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(教示事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 聴聞の期日に出席して意見を述べ、および証拠書類または証拠物（以下「証拠書類等」という。）を提出することができます。</li> <li>2 聴聞へ出席する代わりに、主宰者に対して、聴聞の期日までに陳述書および証拠書類等を提出することができます。</li> <li>3 聴聞が終結するまでの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求めることができます。</li> <li>4 あなたまたは代理人が正当な理由なく出席せず、かつ、陳述書または証拠書類等を提出しないときは、聴聞を終結することがあります。</li> <li>5 その他裏面に記載の事項に留意してください。</li> </ol> </div>
<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div data-bbox="241 836 1099 1369" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(留意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって聴聞の期日に出席させて意見を述べ、および証拠書類等を提出することができます。代理人を選任したときは、代理人の氏名、住所、電話番号およびあなたとの関係を記載した届出書に代理人に聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明記した書面を添付して、担当部署へ提出してください。</li> <li>2 聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとする場合は、補佐人出頭許可申請書（別記様式第6号）を聴聞の期日の3日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。</li> <li>3 病気その他のやむを得ない理由があるときは、担当部署に聴聞期日変更申出書（別記様式第3号）を提出して聴聞の期日の変更を申し出ることができます。</li> <li>4 聴聞の機会を放棄する場合は、あらかじめ、その旨を記載した書面を担当部署へ提出してください。</li> <li>5 陳述書を提出する場合は、あなたの氏名、住所、弁明の件名ならびに予定される不利益処分の原因となる事実および予定される不利益処分の内容についての意見を記載してください。</li> <li>6 資料の閲覧を希望する場合は、文書等閲覧請求書（別記様式第5号）を担当部署へ提出してください。</li> </ol> </div>	<p style="text-align: center;">(裏)</p> <div data-bbox="1137 836 1995 1369" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(留意事項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって聴聞の期日に出席させて意見を述べ、および証拠書類等を提出することができます。代理人を選任したときは、代理人の氏名、住所、電話番号およびあなたとの関係を記載した届出書に代理人に聴聞に関する一切の行為をすることを委任する旨を明記した書面を添付して、担当部署へ提出してください。</li> <li>2 聴聞の期日に補佐人とともに出頭しようとする場合は、補佐人出頭許可申請書（別記様式第5号）を聴聞の期日の3日前までに主宰者に提出して許可を受けてください。</li> <li>3 病気その他のやむを得ない理由があるときは、担当部署に聴聞期日変更申出書（別記様式第2号）を提出して聴聞の期日の変更を申し出ることができます。</li> <li>4 聴聞の機会を放棄する場合は、あらかじめ、その旨を記載した書面を担当部署へ提出してください。</li> <li>5 陳述書を提出する場合は、あなたの氏名、住所、弁明の件名ならびに予定される不利益処分の原因となる事実および予定される不利益処分の内容についての意見を記載してください。</li> <li>6 資料の閲覧を希望する場合は、文書等閲覧請求書（別記様式第4号）を担当部署へ提出してください。</li> </ol> </div>

旧	新
<p>7 あなたまたはあなたの代理人の出席に要する費用については、県は、負担しません。</p> <p>注 別記様式第3号、別記様式第5号および別記様式第6号を添付すること。</p>	<p>7 あなたまたはあなたの代理人の出席に要する費用については、県は、負担しません。</p> <p>注 別記様式第2号、別記様式第4号および別記様式第5号を添付すること。</p>
<p><b>様式第2号</b>（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">(表)</p> <p style="text-align: center;">聴 聞 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">第 号</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>次のとおり聴聞を行います</p> <p style="text-align: right;">滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長） <span style="border: 1px solid black; padding: 0 2px;">印</span></p> <p>1 聴聞の件名</p> <p>2 不利益処分の名あて人となるべき者の氏名（法人にあつては、名称）</p> <p>3 聴聞の期日 年 月 日</p> <p>4 聴聞の時刻 午前（後） 時 分から（ 時 分終了予定）</p> <p>5 聴聞の場所</p> <p>6 担当部署の名称および所在地</p> <p>7 主宰者の職名および氏名</p> <p>注 予定される不利益処分の内容および根拠となる法令の条項、不利益処分の原因となる事実、聴聞の日時および場所ならびに担当部署の名称および所在地を記載した書面を交付しますので、不利益処分の名あて人となるべき方は、担当部署にその旨申し出てください。</p>	<p>(削除)</p>
<p><b>様式第3号</b>（第4条、第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">聴聞期日（弁明書提出期限等）変更申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>	<p><b>様式第2号</b>（第4条、第20条関係）</p> <p style="text-align: center;">聴聞期日（弁明書提出期限等）変更申出書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p>

旧	新
<p>滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長）殿</p> <p>申出者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり聴聞の期日（弁明書の提出期限・出頭すべき日時または場所）の変更を申し出ます。</p> <p>1 聴聞（弁明）の件名</p> <p>2 聴聞の期日（弁明書の提出期限・出頭すべき日時または場所）</p> <p>3 変更の理由</p> <p>注1 不用の文字は、抹消すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	<p>滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長）様</p> <p>申出者</p> <p>住所</p> <p>氏名</p> <p>〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり聴聞の期日（弁明書の提出期限・出頭すべき日時または場所）の変更を申し出ます。</p> <p>1 聴聞（弁明）の件名</p> <p>2 聴聞の期日（弁明書の提出期限・出頭すべき日時または場所）</p> <p>3 変更の理由</p> <p>注1 不用の文字は、抹消すること。 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>
<p><b>様式第4号</b>（第6条関係）</p> <p>聴 聞 参 加 許 可 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>主宰者 殿</p>	<p><b>様式第3号</b>（第6条関係）</p> <p>聴 聞 参 加 許 可 申 請 書</p> <p>年 月 日</p> <p>主宰者 様</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">申出者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり聴聞の手続への参加について申請します。</p> <p>1 参加をを求める聴聞の件名</p> <p>2 聴聞の期日</p> <p>3 聴聞に係る不利益処分についての利害関係の内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	<p style="text-align: center;">申出者 住所 氏名 〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり聴聞の手続への参加について申請します。</p> <p>1 参加をを求める聴聞の件名</p> <p>2 聴聞の期日</p> <p>3 聴聞に係る不利益処分についての利害関係の内容</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>
<p><b>様式第5号</b>（第7条、第18条関係）</p> <p style="text-align: center;">文 書 等 閲 覧 請 求 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長） 殿</p>	<p><b>様式第4号</b>（第7条、第18条関係）</p> <p style="text-align: center;">文 書 等 閲 覧 請 求 書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長） 様</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">請求者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり資料の閲覧について申請します。</p> <p>1 聴聞（弁明）の件名</p> <p>2 閲覧を請求する資料の名称その他当該資料を特定するために必要な事項</p> <p>注1 不用の文字は、抹消すること。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	<p style="text-align: center;">請求者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり資料の閲覧について申請します。</p> <p>1 聴聞（弁明）の件名</p> <p>2 閲覧を請求する資料の名称その他当該資料を特定するために必要な事項</p> <p>注1 不用の文字は、抹消すること。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>
<p><b>様式第6号</b>（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">補佐人出頭許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>主宰者 殿</p>	<p><b>様式第5号</b>（第9条関係）</p> <p style="text-align: center;">補佐人出頭許可申請書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>主宰者 様</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり補佐人の出頭について申請します。</p> <p>1 聴聞の件名</p> <p>2 聴聞の期日</p> <p>3 当事者または参加人との関係</p> <p>4 補佐する事項</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	<p style="text-align: center;">申請者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり補佐人の出頭について申請します。</p> <p>1 聴聞の件名</p> <p>2 聴聞の期日</p> <p>3 当事者または参加人との関係</p> <p>4 補佐する事項</p> <p>注 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>
別記様式第7号 省略	別記様式第6号 省略
<p>様式第8号 (第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">聴聞調書(報告書) 閲覧請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>滋賀県教育委員会 (滋賀県教育委員会教育長、主宰者) 殿</p>	<p>様式第7号 (第15条関係)</p> <p style="text-align: center;">聴聞調書(報告書) 閲覧請求書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>滋賀県教育委員会 (滋賀県教育委員会教育長、主宰者) 様</p>

旧	新
<p style="text-align: center;">請求者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり聴聞調書（報告書）の閲覧について請求します。</p> <p>1 聴聞調書（報告書）の件名</p> <p>注1 不用の文字は、抹消すること。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>	<p style="text-align: center;">請求者</p> <p style="text-align: center;">住所</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: center;">〔法人にあつては、主たる事務所の 所在地、名称および代表者の氏名〕</p> <p>次のとおり聴聞調書（報告書）の閲覧について請求します。</p> <p>1 聴聞調書（報告書）の件名</p> <p>注1 不用の文字は、抹消すること。</p> <p>2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。</p>
<p><b>様式第9号</b>（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">弁 明 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: center;">滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>次のとおり（口頭による）弁明の機会の付与を行いますので、弁明書を提出（指定の場 所に出頭）してください。</p> <p>1 弁明の件名</p> <p>2 予定される不利益処分の内容</p>	<p><b>様式第8号</b>（第17条関係）</p> <p style="text-align: center;">（表）</p> <p style="text-align: center;">弁 明 通 知 書</p> <p style="text-align: right;">第 号 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">様</p> <p style="text-align: center;">滋賀県教育委員会（滋賀県教育委員会教育長） <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span></p> <p>次のとおり（口頭による）弁明の機会の付与を行いますので、弁明書を提出（指定の場 所に出頭）してください。</p> <p>1 弁明の件名</p> <p>2 予定される不利益処分の内容</p>

旧	新
<p>3 根拠法令の条項</p> <p>4 不利益処分の原因となる事実</p> <p>5 弁明書の提出期限 年 月 日 (出頭すべき日時 年 月 日 午前(後) 時 分)</p> <p>6 弁明書の提出先 (出頭すべき場所 )</p> <p>7 担当部署の名称および所在地</p>	<p>3 根拠法令の条項</p> <p>4 不利益処分の原因となる事実</p> <p>5 弁明書の提出期限 年 月 日 (出頭すべき日時 年 月 日 午前(後) 時 分)</p> <p>6 弁明書の提出先 (出頭すべき場所 )</p> <p>7 担当部署の名称および所在地</p>
<p>(教示事項)</p> <p>1 弁明書の提出期限までの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求め ることができます。</p> <p>2 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。</p> <p>3 その他裏面に記載の事項に留意してください。</p>	<p>(教示事項)</p> <p>1 弁明書の提出期限までの間、不利益処分の原因となる事実を証する資料の閲覧を求 めることができます。</p> <p>2 弁明をするときは、証拠書類または証拠物を提出することができます。</p> <p>3 その他裏面に記載の事項に留意してください。</p>
<p>(裏)</p> <p>(留意事項)</p> <p>1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名ならびに予定される不利益処分の原 因となる事実および予定される不利益処分の内容についての意見を記載してくださ い。</p> <p>2 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって弁明をさせ、および証拠書類等を提 出することができます。代理人を選任したときは、代理人の氏名、住所、電話番号お よびあなたとの関係を記載した届出書に代理人に弁明に関する一切の行為をするこ とを委任する旨を明記した書面を添付して、担当部署へ提出してください。</p> <p>3 病気その他のやむを得ない理由があるときは、担当部署に弁明期日等変更申出書 (別記様式第3号)を提出して弁明書の提出期限の変更を申し出ることができます。</p> <p>4 弁明の機会を放棄する場合は、あらかじめ、その旨を記載した書面を担当部署へ提 出してください。</p> <p>5 資料の閲覧を希望する場合は、文書等閲覧請求書(別記様式第5号)を担当部署へ 提出してください。</p> <p>6 あなたまたはあなたの代理人の出席に要する費用については、県は、負担しません。</p> <p>注 別記様式第3号および別記様式第5号を添付すること。</p>	<p>(裏)</p> <p>(留意事項)</p> <p>1 弁明書には、あなたの氏名、住所、弁明の件名ならびに予定される不利益処分の原 因となる事実および予定される不利益処分の内容についての意見を記載してくださ い。</p> <p>2 あなたは、代理人を選任し、あなたに代わって弁明をさせ、および証拠書類等を提 出することができます。代理人を選任したときは、代理人の氏名、住所、電話番号お よびあなたとの関係を記載した届出書に代理人に弁明に関する一切の行為をするこ とを委任する旨を明記した書面を添付して、担当部署へ提出してください。</p> <p>3 病気その他のやむを得ない理由があるときは、担当部署に弁明期日等変更申出書 (別記様式第2号)を提出して弁明書の提出期限の変更を申し出ることができます。</p> <p>4 弁明の機会を放棄する場合は、あらかじめ、その旨を記載した書面を担当部署へ提 出してください。</p> <p>5 資料の閲覧を希望する場合は、文書等閲覧請求書(別記様式第4号)を担当部署へ 提出してください。</p> <p>6 あなたまたはあなたの代理人の出席に要する費用については、県は、負担しません。</p> <p>注 別記様式第2号および別記様式第4号を添付すること。</p>

